

【診療報酬審査委員会からの連絡事項】

歯科	
項目	内容
健康診断後の受診について	<p>健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、当該保険医が特に治療の必要性を認め治療を開始した場合は、初診料は算定できません。</p> <p>また、健診結果に基づき同日に保険診療を行った場合、再診料の算定は行わない取扱いとなっております。</p> <p>なお、健診結果に基づき保険診療を開始される場合は、摘要欄等に「健診日」の記載をお願いいたします。</p>
歯科技工士連携加算について	<p>当該加算は、歯冠補綴物及び欠損補綴物の製作にあたり、ＩＣＴの活用を含め歯科医師と歯科技工士が連携して色調採得及び口腔内の確認等を行った場合に算定することとなっています。</p> <p>以下の2点についてご留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 義歯破損・不適、ＭＴ裏装の病名で、それぞれ床修理及び床裏装を行った場合は算定できません。 ● 複数の歯冠補綴物の製作にあたって、同日に印象採得を実施した場合も1回に限り算定します。